

令和4年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和5年6月20日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引課

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。^{（注1）}）管内（以下「沖縄地区」という。）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者778名（製造委託等^{（注2）}402名、役務委託等^{（注3）}376名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者1,003名（製造委託等340名、役務委託等663名）を対象に実施した。

（注1）「公正取引室」は、令和5年4月1日に「公正取引課」へ組織替えされた。

（注2）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注3）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

年度	区分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	沖縄	全国	沖縄
令和4年度		70,000	778	300,000	1,003
	製造委託等	37,993	402	176,799	340
	役務委託等	32,007	376	123,201	663
令和3年度		65,000	617	300,000	900
	製造委託等	37,280	317	169,318	411
	役務委託等	27,720	300	130,682	489
令和2年度		60,000	600	300,000	900
	製造委託等	36,128	320	196,879	387
	役務委託等	23,872	280	103,121	513

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は53件（製造委託等21件、役務委

託等 32 件) であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は54件（製造委託等21件、役務委託等33件）であり、このうち50件（製造委託等19件、役務委託等31件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分		新規着手件数 ^(注)				処理件数					
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計	
						勧告	指導	小計			
年度											
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	沖縄	53	0	0	53	0	50	50	4	54	
	製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		沖縄	21	0	0	21	0	19	19	2	21
	役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		沖縄	32	0	0	32	0	31	31	2	33
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	沖縄	70	0	0	70	0	67	67	3	70	
	製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		沖縄	32	0	0	32	0	31	31	1	32
	役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		沖縄	38	0	0	38	0	36	36	2	38
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333	
	沖縄	57	1	0	58	0	58	58	2	60	
	製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		沖縄	31	1	0	32	0	31	31	2	33
	役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		沖縄	26	0	0	26	0	27	27	0	27

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で87件となっており、このうち、製造委託等に係るもの30件、役務委託等に係るものが57件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条

- 違反)は42件(類型別件数の合計の48.3%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが16件、役務委託等に係るものが26件となっている。
- ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は45件(類型別件数の合計の51.7%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が27件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.0%)、②下請代金の減額が16件(同35.6%)、③買ったたきが2件(同4.4%)となっている。
- (7) 製造委託等に係る実体規定違反は14件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が11件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の78.6%)、②下請代金の減額が3件(同21.4%)となっている。
- (イ) 役務委託等に係る実体規定違反は31件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が16件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の51.6%)、②下請代金の減額が13件(同41.9%)、③買ったたきが2件(同6.5%)となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反												合計
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計	
令和4年度	全国	6,697	834	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629
	沖縄	36	6	42	0	27	16	0	2	0	0	0	0	0	0	45	87
製造委託等	全国	4,271	492	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
	沖縄	13	3	16	0	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14	30
役務委託等	全国	2,426	342	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
	沖縄	23	3	26	0	16	13	0	2	0	0	0	0	0	0	31	57
令和3年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011
	沖縄	52	11	63	0	51	13	0	7	2	0	0	3	0	0	76	139
製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
	沖縄	24	9	33	0	23	4	0	2	0	0	0	0	0	0	29	62
役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
	沖縄	28	2	30	0	28	9	0	5	2	0	0	3	0	0	47	77
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916
	沖縄	45	14	59	0	32	11	0	5	0	0	1	1	2	0	52	111
製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	沖縄	24	9	33	0	16	5	0	1	0	0	1	0	2	0	25	58
役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	沖縄	21	5	26	0	16	6	0	4	0	0	0	1	0	0	27	53

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表及び第5表参照）

令和4年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者3名^(注)から、下請事業者52名^(注)に対し、遅延利息の支払等について、総額79万円の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者2名から、下請事業者47名に対し、78万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	沖縄	2名	47名	78万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	沖縄	1名	1名	257円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	沖縄	2名	11名	4万円

(注) 原状回復額は、令和3年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者5名に対し、1万円の減額分が返還された（第5表参照）。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	沖縄	1名	5名	1万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	沖縄	—	—	—
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	沖縄	—	—	—

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和4年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習の実施に加え、講習動画を公正取引委員会ウェブサイト上で公開している。

令和4年度においては、沖縄公正取引室では、公正取引委員会ウェブサイト上で公開している講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」で案内した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和4年度においては、沖縄公正取引室では、公正取引委員会ウェブサイト上で配信した下請取引適正化推進講習動画を内閣府沖縄総合事務局公式SNSで案内した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。令和4年度においては、沖縄公正取引室では32件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和4年度における沖縄地区の下請取引等改善協力委員（定員）は3名である。

令和4年度においては、9月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和4年度においては、沖縄公正取引室では事業者へ1回の出講を実施した。

令和4年度における主な指導事件

1 書面の交付（第3条）

- 自動車の修理を下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① イベントの運營業務を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日までに下請代金を支払っていなかった。
- ② ガス漏れ等の修理を下請事業者に委託しているC社は、「毎月20日締切、翌月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者からの給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ガス漏れ等の修理を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意をしていたところ、振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。

4 買ったたき（第4条第1項第5号）

- 貨物の配送業務を下請事業者に委託しているE社は、一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として、下請事業者と十分に協議することなく、一方的に下請代金の額を定めていた。